

条例第 25 号

宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 29 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

宇和島市執行機関の附属機関設置条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附 属 機 関 の 属 する 執 行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	附 属 機 関 の 属 する 執 行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数
市長	宇和島市行政改革 推進委員会～宇和 島市新規就農総合 支援事業に係る青 年等就農計画等審 査委員会（略）			市長	宇和島市行政改革 推進委員会～宇和 島市新規就農総合 支援事業に係る青 年等就農計画等審 査委員会（略）		
				宇和島市観光振興 計画策定委員会	観光振興計画の策定及び推 進についての調査審議に関 する事項	15人以内	
	宇和島市自転車活 用推進計画策定委 員会～宇和島市消 防団員等公務災害			宇和島市自転車活 用推進計画策定委 員会～宇和島市消 防団員等公務災害			

	補償審査会（略）				補償審査会（略）		
教 育 委 員 会	山本稔人材育成審 議会～宇和島市学 校給食運営審議会 （略）			教 育 委 員 会	山本稔人材育成審 議会～宇和島市学 校給食運営審議会 （略）		
市 長 及 び 教 育 委員会	宇和島市プロポー ザル審査委員会 （略）			市 長 及 び 教 育 委員会	宇和島市プロポー ザル審査委員会 （略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。